



その他の改正項目

- 電子申告に係る所得税額の特別控除制度の適用期限を平成22年分まで2年間延長します。
- いわゆる「定額給付金」については、所得税を課さないこととします。

参考

平成21年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

（単位：億円）

改正事項	平年度	初年度 (21年度増減収見込額)
1. 住宅・土地税制		
(1)住宅ローン減税の拡充	△ 1,530 <small>(注1)</small>	△ 110
(2)長期優良住宅に係る税額控除制度及び住宅リフォームに係る税額控除制度の創設	△ 240	△ 110
2. 法人関係税制		
(1)エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却制度の導入	△ 850	△ 780
(2)資源生産性向上促進税制の創設	△ 430	△ 410
3. 中小企業関係税制		
(1)中小法人等の軽減税率の引下げ	△ 1,100	△ 1,100
(2)中小法人等の欠損金の繰戻し還付の実施	△ 1,120	△ 940
4. 相続税制		
(1)事業承継税制の創設	△ 210	△ 170
(2)農地等に係る相続税の納税猶予制度の見直し	△ 80	0
5. 金融・証券税制		
確定拠出年金制度の拡充	△ 270	△ 50
6. 自動車課税		
自動車重量税の減免措置の創設	△ 1,020 <small>(注2)</small>	△ 1,020 <small>(注2)</small>
合 計	△ 6,850	△ 4,690

- (注) 1. 住宅ローン減税の拡充による平年度減収見込額は、平成21年から25年までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収見込額の平均と改正前の制度（平成20年中に居住の用に供する場合に適用される制度）を適用した場合の減収見込額との差額を計上しています。
2. 自動車重量税の減免措置の創設による減収見込額は、特別会計分（平年度 △340億円、初年度 △340億円）を含みます。